

NPO 法人アイシー 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人アイシーという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、各地域の子どもに対して、学習支援に関する事業を行い、貧困・1人親・障がい者等あらゆる境遇に置かれる子どもたちが質の高い学びを継続し、地域の誰もがそれぞれの家庭環境に左右されることなく、自身の進路を切り拓くことができる環境を創ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 社会教育事業
- (2) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込

むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、2人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日

以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者若しくは表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金

を除く。)の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藪中 孝太郎
理事長	徳永 侑也
理事	池辺 大輔
監事	中本 涼介
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年8月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年5月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員（個人・団体とも）

入会金	10,000円	正会員会費	年額5,000円
-----	---------	-------	----------
 - (2) 賛助会員（個人・団体とも）

入会金	0円	賛助会員会費	年額3,000円
-----	----	--------	----------

役員名簿

NPO 法人アイシー

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	やぶなか こうたろう 藪中 孝太郎		無
理事	とくなが ゆうや 徳永 侑也		無
理事	いけべ だいすけ 池辺 大輔		無
監事	なかもと りょうすけ 中本 涼介		無

設立趣旨書

NPO 法人アイシー
設立代表者 藪中 孝太郎

1 趣旨

現代の教育現場は、外国にルーツのある子どもたちの増加・ヤングケアラーや子どもたちの貧困・不登校の増加など、多くの課題を抱えている。とりわけ大阪市内では、学校選択制の導入や、私立高校の授業料無償化等の影響により、上述の課題に起因する学力格差が、生徒個人の課題から、地域間、学校間の課題としても顕在化しはじめている。このような状況を打開するため、文部科学省は学習指導要領の改訂にて、「個別最適な学び」「主体的協働的な学び」「ICTの活用」など、未来志向の教育を提唱しはじめている。しかしながら、給特法¹の下、過労死ラインを超えるほどの業務量を抱える学校教育の現場では、このような多様化する教育課題に対応できるほどの取り組みはほとんど見られない。このような社会情勢の中にあっては、教育課題の解決を学校教育や家庭教育のみで委ねることは難しく、社会全体での課題解決を試みる、広義の社会教育の活性化が求められる。

以上の課題に取り組むべく、「自己調整学習²」の養成を主軸とした教育サービスを開発するため、私たち（申請者が代表である株式会社 IC）は実証的な取り組みとして、ネクストスクール大正校（令和4年7月）、ネクストスクール玉出校（令和5年3月）を開校することとした。

ネクストスクールは、地域 NPO や地方自治体等のアクターが主体となつて行う教育サービスであり、従来型の民間教育事業とは一線を画す、以下3点の特徴を有する。

① 大阪市等で行なわれる塾代助成事業や行政塾³などが規定する月額10,000円以内でサービスを受けることができ、学力や国籍、その他属性による入会拒否を行わない。そのことにより、誰でも参加可能な社会教育を実現する。② 資金力に関わらず生涯を通し学び続けられる力を養うため、サービスの目的を自己調整学習と位置づけ、授業等、教科教育は原則 ICT に委ねることと、その活用法・学び方の指導を対面指導の中核に据える。③ サードプレイス・居場所としての機能を重視し、放課後の時間帯にはいつでも通うことのできる学びの場を提供する。

令和6年4月現在において、不登校・外国にルーツのある子・ヤングケアラー・障がいを含む約120名の子どもたちが在籍し（大阪市塾代助成カードの利用率は約70%）、複数の NPO 法人が新教室の立ち上げ準備を行っている。

もっとも、株式会社 IC はあくまで、教材・教育システム開発会社であり、上述の実証を通しプロダクトが完成した現在においては、各教室の本旨に基づき地域スタッフ（卒業生）が中心となる地域に開かれた教室運営を行うことが望ましいと考える。とりわけ、学力や少子化・外国人比率など、地域の特色によって、モザイク型に教育課題の濃淡がある大阪市内においては、地域の特色を深く理解した、市民団体や行政が主体となり本活動を行うことが望ましい。

以上のような観点から、教材・教育システム開発を行う株式会社 IC から、実業部門を切り離し、公益性・透明性が確保される特定非営利活動法人として、各教室運営、スタッフ研修、その他教育実践を行うこととする。

新設する NPO 法人においては、教室運営のみでなく、行政塾へのスタッフ派遣、地域人材の育成、他の NPO 法人への研修、教育関連セミナーの実施、その他 PBL⁴ や金融教育など対象年齢を問わない社会教育の普及活動を大学機関や市民団体と協同し、行っていく予定である。

注 1
給特法とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を指す。

注 2
自己調整学習とは、学習者が自分自身の学習活動に能動的に関わり、自らの学習を調整するという学び方を指す。（コアネット教育総合研究所）。

注 3
行政塾とは、西成学び塾やなにわ学び教室など、行政が公募し行う各種教室を指す。

注 4
PBL（Project Based Learning）とは、自ら課題を発見し解決する能力を養うことを目的とする課題解決型学習を指す。

2 申請に至るまでの経過

令和 5 年	7 月	ネクストスクール大正校	開校
令和 5 年	3 月	ネクストスクール玉出校	開校
令和 6 年	6 月	設立総会開催	

初年度事業計画書

成立の日から2025年5月31日まで

NPO 法人アイシー

I 事業の実施方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行う。特定非営利活動に係る事業について、あらゆる境遇におかれている小学5・6年生及び中学生を対象に、学習方法の指導及び自立学習をサポートする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 社会教育事業（玉出校）

【内 容】 小・中学生への学習指導及び自立学習のサポート

【実施場所】 大阪市西成区玉出西1丁目14-17

【実施日時】 月曜日～金曜日（第5週目を除く）17:00～22:00

【事業の対象者】 小学5・6年生、中学生

【収 益】 6,120,000円（内訳 授業料@10,000円×40人×9ヶ月=3,600,000円
授業料@14,000円×20人×9ヶ月=2,520,000円）

【費 用】 4,950,000円（内訳 給与手当 3,015,000円
※管理者@215,000円×1人×9ヶ月=1,935,000円
※スタッフ@6,000円×20日×9ヶ月=1,080,000円
減価償却費 450,000円 / 地代家賃 792,000円
通信費 90,000円 / 水道光熱費 90,000円
リース料 90,000円 / 広告宣伝費 90,000円
消耗品費 18,000円 / 法定福利費 315,000円

(2) 社会教育事業（大正校）

【内 容】 小・中学生への学習指導及び自立学習のサポート

【実施場所】 大阪市大正区泉尾4丁目12番17号2階

【実施日時】 月曜日～金曜日（第5週目を除く）17:00～22:00

【事業の対象者】 小学5・6年生、中学生

【収 益】 6,120,000円（内訳 授業料@10,000円×40人×9ヶ月=3,600,000円
授業料@14,000円×20人×9ヶ月=2,520,000円）

【費 用】 4,950,000円（内訳 給与手当 3,015,000円
※管理者@215,000円×1人×9ヶ月=1,935,000円
※スタッフ@6,000円×20日×9ヶ月=1,080,000円
減価償却費 450,000円 / 地代家賃 792,000円
通信費 90,000円 / 水道光熱費 90,000円
リース料 90,000円 / 広告宣伝費 90,000円
消耗品費 18,000円 / 法定福利費 315,000円

翌年度事業計画書

2025年6月1日から2026年5月31日まで

NPO 法人アイシー

I 事業の実施方針

前年度に引き続き、法人の活動内容について積極的な広報活動を行う。特定非営利活動に係る事業について、あらゆる境遇におかれている小学5・6年生及び中学生を対象に、学習方法の指導及び自立学習をサポートする。

II 事業の実施に関する事項

1 特定非営利活動に係る事業

(1) 社会教育事業（玉出校）

【内 容】 小・中学生への学習指導及び自立学習のサポート

【実施場所】 大阪市西成区玉出西1丁目14-17

【実施日時】 月曜日～金曜日（第5週目を除く）17:00～22:00

【事業の対象者】 小学5・6年生、中学生

【収 益】 8,160,000円（内訳 授業料@10,000円×40人×12ヶ月=4,800,000円
授業料@14,000円×20人×12ヶ月=3,360,000円）

【費 用】 6,600,000円（内訳 給与手当 4,020,000円
※管理者@215,000円×1人×12ヶ月=2,580,000円
※スタッフ@6,000円×20日×12ヶ月=1,440,000円
減価償却費 600,000円 / 地代家賃 1,056,000円
通信費 120,000円 / 水道光熱費 120,000円
リース料 120,000円 / 広告宣伝費 120,000円
消耗品費 24,000円 / 法定福利費 420,000円

(2) 社会教育事業（大正校）

【内 容】 小・中学生への学習指導及び自立学習のサポート

【実施場所】 大阪市大正区泉尾4丁目12番17号2階

【実施日時】 月曜日～金曜日（第5週目を除く）17:00～22:00

【事業の対象者】 小学5・6年生、中学生

【収 益】 8,160,000円（内訳 授業料@10,000円×40人×12ヶ月=4,800,000円
授業料@14,000円×20人×12ヶ月=3,360,000円）

【費 用】 6,600,000円（内訳 給与手当 4,020,000円
※管理者@215,000円×1人×12ヶ月=2,580,000円
※スタッフ@6,000円×20日×12ヶ月=1,440,000円
減価償却費 600,000円 / 地代家賃 1,056,000円
通信費 120,000円 / 水道光熱費 120,000円
リース料 120,000円 / 広告宣伝費 120,000円
消耗品費 24,000円 / 法定福利費 420,000円

初年度活動予算書

成立の日から2025年5月31日まで

NPO法人アイシー
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	150,000	
賛助会員受取会費	0	150,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
社会教育事業収益	12,240,000	12,240,000
5. その他収益		
雑収益	0	0
経常収益計		12,390,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	6,030,000	
法定福利費	630,000	
人件費計	6,660,000	
(2) その他経費		
減価償却費	900,000	
地代家賃	1,584,000	
通信費	180,000	
水道光熱費	180,000	
リース料	180,000	
広告宣伝費	180,000	
消耗品費	36,000	
その他経費計	3,240,000	
事業費計		9,900,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
通信費	18,000	
その他管理費	15,000	
その他経費計	33,000	
管理費計		33,000
経常費用計		9,933,000
当期経常増減額		2,457,000
III 経常外収益		
受取利息		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
創立費		50,000
経常外費用計		50,000
当期正味財産増減額		2,407,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		2,407,000

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月2日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	玉出校事業費	大正校事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益					
1. 受取会費				150,000	150,000
2. 事業収益	6,120,000	6,120,000	12,240,000		12,240,000
経常収益計	6,120,000	6,120,000	12,240,000	150,000	12,390,000
II 経常費用					
(1) 人件費					
給料手当	3,015,000	3,015,000	6,030,000		6,030,000
法定福利費	315,000	315,000	630,000		630,000
人件費計	3,330,000	3,330,000	6,660,000		6,660,000
(2) その他経費					
減価償却費	450,000	450,000	900,000		900,000
地代家賃	792,000	792,000	1,584,000		1,584,000
通信費	90,000	90,000	180,000	18,000	198,000
水道光熱費	90,000	90,000	180,000		180,000
リース料	90,000	90,000	180,000		180,000
広告宣伝費	90,000	90,000	180,000		180,000
消耗品費	18,000	18,000	36,000		36,000
その他管理費				15,000	15,000
その他経費計	1,620,000	1,620,000	3,240,000	33,000	3,273,000
経常費用計	4,950,000	4,950,000	9,900,000	33,000	9,933,000
当期経常増減額	1,170,000	1,170,000	2,340,000	117,000	2,457,000

3. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物		2,800,000		2,800,000	△ 420,000	2,380,000
無形固定資産						
のれん		3,200,000		3,200,000	△ 480,000	2,720,000
投資その他の資産						
合計				6,000,000	△ 900,000	5,100,000

4. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取会費	150,000	120,000
給料手当	6,030,000	3,870,000
活動計算書計	6,180,000	3,990,000
(貸借対照表)		
長期末払金	5,100,000	5,100,000
貸借対照表計	5,100,000	5,100,000

2025年度活動予算書

2025年6月1日から2026年5月31日まで

NPO法人アイシー
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費	0	50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
社会教育事業収益	16,320,000	16,320,000	
5. その他収益			
雑収益	0	0	
経常収益計			16,370,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	8,040,000		
法定福利費	840,000		
人件費計	8,880,000		
(2) その他経費			
減価償却費	1,200,000		
地代家賃	2,112,000		
通信費	240,000		
水道光熱費	240,000		
リース料	240,000		
広告宣伝費	240,000		
消耗品費	48,000		
その他経費計	4,320,000		
事業費計		13,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
通信費	24,000		
その他管理費	20,000		
その他経費計	44,000		
管理費計		44,000	
経常費用計			13,244,000
当期経常増減額			3,126,000
III 経常外収益			
受取利息		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
雑損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,126,000
前期繰越正味財産額			2,407,000
次期繰越正味財産額			5,533,000

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月2日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(単位：円)

科目	玉出校事業費	大正校事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益					
1. 受取会費				50,000	50,000
2. 事業収益	8,160,000	8,160,000	16,320,000		16,320,000
経常収益計	8,160,000	8,160,000	16,320,000	50,000	16,370,000
II 経常費用					
(1) 人件費					
給料手当	4,020,000	4,020,000	8,040,000		8,040,000
法定福利費	420,000	420,000	840,000		840,000
人件費計	4,440,000	4,440,000	8,880,000		8,880,000
(2) その他経費					
減価償却費	600,000	600,000	1,200,000		1,200,000
地代家賃	1,056,000	1,056,000	2,112,000		2,112,000
通信費	120,000	120,000	240,000	24,000	264,000
水道光熱費	120,000	120,000	240,000		240,000
リース料	120,000	120,000	240,000		240,000
広告宣伝費	120,000	120,000	240,000		240,000
消耗品費	24,000	24,000	48,000		48,000
その他管理費				20,000	20,000
その他経費計	2,160,000	2,160,000	4,320,000	44,000	4,364,000
経常費用計	6,600,000	6,600,000	13,200,000	44,000	13,244,000
当期経常増減額	1,560,000	1,560,000	3,120,000	6,000	3,126,000

3. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	2,800,000			2,800,000	△ 980,000	1,820,000
無形固定資産						
のれん	3,200,000			3,200,000	△ 1,120,000	2,080,000
投資その他の資産						
合計				6,000,000	△ 2,100,000	3,900,000

4. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
受取会費	50,000	40,000
給料手当	8,040,000	5,160,000
活動計算書計	8,090,000	5,200,000
(貸借対照表)		
長期未払金	3,900,000	3,900,000
貸借対照表計	3,900,000	3,900,000